

---

**企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況**

---

**本資料の目的**

1. 本資料では、第 48 回企業会計基準諮問会議（2023 年 7 月 3 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

**国際対応の状況****のれんに関する IASB 並びに FASB の審議の状況及びその他の国際対応の状況****（IASB における検討状況）**

2. 第 48 回企業会計基準諮問会議では、2022 年 12 月の IASB ボード会議で IASB は本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加することを決定したことをご報告した。また、企業結合について、合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供するという目的を達成するため、IASB は次にに関して決定を行う予定であることをご報告した。
  - (1) 企業結合に関する開示要求の詳細
  - (2) のれんを含んだ資金生成単位についての IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善及び適用の簡素化についての予備的見解
3. 2023 年 1 月以降の IASB ボード会議では、前項に従い(1)及び(2)に関する議論が行われており、第 48 回企業会計基準諮問会議の後、2023 年 7 月の IASB ボード会議では、減損テストの有効性を改善するために、IAS 第 36 号の要求事項の明確化や情報開示の追加などが議論された。同会議において、前項(1)及び(2)に関する議論は概ね終了したとされる。
4. 2023 年 9 月の IASB ボード会議では、経過措置とデュー・プロセスのステップに関する審議が行われ、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施した旨が確認された。IASB は、今後、書面投票のために公開草案を作成する予定としている。

**(FASB における検討状況)**

5. 第 47 回企業会計基準諮問会議の後、状況に変化はなく、2022 年 6 月 15 日のボード会議で、プロジェクトの方向性を議論し、当該プロジェクトの優先度を下げ、テクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

**(その他の国際対応の状況)**

6. 2023 年 6 月 22 日に証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）が IOSCO 市中協議文書「のれんに関するコンサルテーション」（以下「本協議文書」という。）を公表した。
7. 本協議文書は、金融危機以降、企業ののれん累計残高が大きく増加する傾向が見られ、証券監督者の間で、のれんに係る減損損失が十分に又は適時に認識されるとはいえない可能性があるとの懸念が共有され、今後の IASB による検討を IOSCO が支援するため、市場関係者に対してインプットを求める目的で公表されたものである。
8. 企業会計基準委員会は、2023 年 9 月 15 日に本協議文書に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターは、主に次の内容を含んでおり、これまでののれんの償却に関する意見発信を基礎として作成している。
  - (1) のれんは引き続き、減損の対象としつつ償却すべきである。
  - (2) IASB が現在検討している開示及び減損の改善は、提供される情報が目的適合性のあるものとなる可能性はあるが、シールドイング緩和の効果は限定的であり、直接「too little, too late」の問題の解消に役立つ可能性は低いと考えている。

**基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）に関する IASB の審議の状況**

9. IASB では、公開草案「全般的な表示及び開示」に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を行ってきたが、2023 年 6 月の IASB ボード会議をもって本プロジェクトに関する会計のテクニカルな審議はすべて終了した。これを受け 2023 年 7 月の IASB ボード会議では発効日及び経過措置、並びにデュー・プロセスについて審議が行われ、再公開を行わず書面投票プロセスに進むことが決定された。IASB は、新たな IFRS 会計基準書（IFRS 第 18 号）のドラフトと整理論点（Sweep issue）に関する審議を行っている。

10. IFRS 第 18 号は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置き換えるものであり、以下に関する新たな要求事項を含むものとなる。同基準書は、2024 年第 2 四半期に公表される予定であり、2027 年 1 月 1 日以降開始事業年度（早期適用は認められる）から遡及適用される。
  - (1) 営業利益の小計の表示
  - (2) 経営者が定義する業績指標（MPM）の開示
  - (3) グルーピング（分解と集約）に関する要求事項の拡充

### 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する IASB の審議の状況

11. 2021 年に実施された IASB の第 3 次アジェンダ協議のフィードバックから、IASB は財務諸表における気候関連のリスクを作業計画に追加することを決定した。サステナビリティ開示基準において気候関連リスクに関する情報開示が求められる中で、気候関連リスクについて財務諸表の数値と他の箇所で開示されている情報とが整合していないように見えること及び財務諸表における気候関連リスクの情報が不十分である可能性があることの懸念を受け、2023 年 3 月に的を絞ったプロジェクトが開始された。
12. IASB は、2023 年 7 月に財務諸表における気候関連リスクに関する利害関係者の懸念、その原因、対応方針及びプロジェクトの範囲について、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）のメンバーに意見を求めた。
13. 企業会計基準委員会では、財務諸表は利用者のすべての情報ニーズに応えるものではなく、財務諸表に何が記載されるべきで、何が記載されるべきでないのかという点で、利害関係者の期待を管理することが非常に重要であると考えている点について意見発信を行っている。
14. また、財務諸表は基本的に過去と現在に関するものである一方、リスクは将来の不確実性に関するものであり、将来のキャッシュ・フローを参照する資産や負債の測定に限定されるため、会計基準全体を見直すのではなく、維持管理のレベルの修正にとどめるべきであると考えている点についても、意見発信を行っている。
15. IASB は、2023 年 9 月の IASB ボード会議において、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーすることを決定した。この結果、本プロジェクトの名

称が「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に変更されている。

16. また、財務諸表において気候関連リスクの影響を報告することに関しての利害関係者の懸念に対応するために取り得るアクションについて、以下を決定した。

- (1) IFRS 会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討
- (2) 見積りに関する情報の開示に関しての IFRS 会計基準の要求事項の明確化又は拡充の検討
- (3) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を気候関連のコミットメントに適用する際に企業が負債を認識する状況に関しての疑問点を IFRS 解釈指針委員会に照会
- (4) 長期間にわたり資産が非常に変動性の高い将来キャッシュ・フローにさらされている場合に使用価値を測定するための IAS 第 36 号「資産の減損」の適用に関する疑問について IFRS 解釈指針委員会と協議

17. IASB は、以下に関しての IFRS 会計基準の要求事項の明確化又は拡充を採求しないことを決定した。

- (1) 財務諸表における情報間のつながり及び財務諸表と他の一般目的財務報告書とのつながり
- (2) 情報に重要性があるかどうかの評価
- (3) IAS 第 1 号第 31 項における「すべてに対応できる」開示要求

## 適用後レビューに関する IASB の審議の状況

### (IFRS 第 9 号：分類及び測定)

18. IASB は、2022 年に、2020 年から行ってきた IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）—分類及び測定の適用後レビューを完了した。

19. 2023 年 3 月に IASB は、適用後レビューの結果、できるだけ早く対応することが必要なものと評価された事項、及び即時に対応するほど優先度は高くないが、単一の公開草案に含めることが効率的と判断された事項に関する IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における要求事項及び設例の修正又は追加を提案する公開草案「金融商品の分類及び測定の修正

(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」を公表した。

20. 企業会計基準委員会は、2023 年 7 月 3 日に本公開草案に対するコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産に関して純損益へのリサイクリングが提案されなかったことを遺憾に思うことについてもコメントしている。
21. IASB では、2023 年 9 月より当該公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われている。

#### **(IFRS 第 9 号：減損)**

22. IASB は、2023 年 5 月 30 日に、IFRS 第 9 号－減損の適用後レビューに関する情報要請を公表した（コメント期限は 2023 年 9 月 27 日）。
23. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 8 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 9 月 26 日にコメント・レターを提出した。提出したコメント・レターでは、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の減損モデルで認識された問題点に対処しており、信用リスクの変化に関するより有用な情報を提供し、信用損失を適時に認識するという目的を概ね達成していると考えられるとコメントしている。
24. また、当該コメント・レターでは、減損の要求事項における信用リスクの著しい増大の判定、予想信用損失の測定及び信用リスクの開示に関して、関係者から寄せられたコメントを含めている。
25. IASB では、2023 年 11 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われる予定である。

#### **(IFRS 第 15 号)**

26. IASB は、2023 年 6 月 29 日に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の適用後レビューに関する情報要請を公表した（コメント期限は 2023 年 10 月 27 日）。
27. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 9 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 10 月 24 日にコメント・レターを提出している。
28. 企業会計基準委員会は、当該コメント・レターにおいて、IFRS 第 15 号が米国基準のトピック 606「顧客との契約から生じる収益」（以下「トピック 606」という。）と実質的にコンバージェンスされた会計基準であることを

鑑み、国内外の比較可能性を高めるために、IFRS 第 15 号の要求事項を基本的にすべて取り入れる方針で日本基準を開発したこと、及び IFRS 第 15 号の導入には多大な時間と労力を必要としたことを述べたうえで、IFRS 第 15 号の要求事項を変更する場合には、当該変更によるコストを上回る便益があることの十分な証拠が必要であるとコメントしている。

29. また提出したコメント・レターでは、負の正味対価、ライセンス供与、残存履行義務の開示、IFRS 第 15 号と IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号との適用関係、IFRS 第 16 号に企業が本人か代理人かを検討する概念を含めることの検討などに関して、関係者から寄せられたコメントを含めている。
30. IASB では、2024 年 1 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われる予定である。

### 国際会議への参加等

31. 第 47 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

2023 年 7 月 7 日・8 日	多国間ネットワーク会議(日本、米国、カナダ、英国、ドイツ)	対面会議
2023 年 7 月 10 日・11 日	ASAF 会議	対面会議
2023 年 8 月 16 日・17 日	韓国 (KASB) との協議	対面会議
2023 年 8 月 30 日	日中韓 3 か国会議	対面会議
2023 年 9 月 24 日	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 中間会議	対面会議
2023 年 9 月 25 日・26 日	世界会計基準設定主体 (WSS) 会議	対面会議
2023 年 9 月 26 日・27 日	会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) 会議	対面会議
2023 年 9 月 28 日	ASAF 会議	対面会議
2023 年 10 月 17 日・18 日	FASB との定期協議	対面会議
2023 年 10 月 30 日・31 日	IASB 副議長ほかとの会合	対面会議
2023 年 11 月 20 日-22 日	AOSSG 年次総会	対面会議

以 上